

保 護 者 の 皆 様 へ

【重要】この支援を受けるためには毎年度申請が必要です（令和7年度の対象者も要申請）

## 令和8年度 第3子以降学校給食費無償化事業のお知らせ

多子世帯の皆さん経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、一定の要件を満たす場合に、市内の小中学校に在籍する第3子以降の子どもの学校給食費を無償とします。

本事業については、申請が必要となります。期限を過ぎると、給食費が無償となる対象月が5月以降となる場合がありますので、期限までの申請をお忘れなくお願いいたします。

### ◆対象要件

- ① 生計を同じにする18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）までの子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降の子であること。  
※令和8年度は平成20年(2008年)4月2日以降に生まれた子から数えて3番目以降の子が対象
- ② 第3子以降の児童生徒が市立小中学校に在籍し、学校給食の提供を受けていること。
- ③ 生活保護に規定する教育扶助費のうち、学校給食に係る費用を受給していないこと。
- ④ 保護者と同一の世帯の児童生徒に学校給食費の滞納がないこと。

（対象となる児童・生徒の例）

	第1子	第2子	第3子	第4子	対象となる子
例①	市立中学生	市立中学生	<input type="checkbox"/> 市立小学生	<input type="checkbox"/> 市立小学生	第3子、第4子
例②	高校生	市立中学生	<input type="checkbox"/> 市立小学生		第3子
例③	大学生	高校生	私立中学生	<input type="checkbox"/> 市立小学生	第4子
例④	私立中学生	私立中学生	私立中学生	<input type="checkbox"/> 市立小学生	第4子
例⑤	市立中学生	市立小学生	未就学児		該当なし

### ◆申請方法

申込フォームより必要事項をご記入の上、お申し込みください。

※申し込みにはアカウント登録が必要です。（登録済の場合はそのまま使用可）

※電子申請が困難な場合は申請書による申請も受け付けます。申請書は松阪市ホームページよりダウンロードしていただき、各小中学校または教育委員会事務局給食管理課までご提出ください。

※申請書に記載された子が住民基本台帳で同一世帯にいることが判別できない等の場合、生計を同じにすることが確認できる書類を提出していただく場合があります。

申込フォーム



<https://logof orm.jp/f/WY GTI>

### ◆申請期間

令和8年1月9日（金）～1月23日（金）まで

※この期間を過ぎた場合においても申請は可能ですが、交付開始が遅れる場合があります。詳細は、松阪市HPをご覧ください。

### ◆決定通知について

審査結果は令和8年3月末までに通知します。

### ◆交付決定後に世帯状況が変わった場合

交付決定後に世帯状況が変更になった場合（生計を同じにする子の人数に変更があった場合など）は、速やかに給食管理課（61-1155）まで連絡のうえ、変更届を提出してください。

なお、状況変更から要件に合致しなくなった場合は、交付決定を取り消すことがあります。

注)本事業は予算成立前であるため、今後の審議や状況の変化等により、内容の変更や取り止めとなる場合があります。ご了承ください。

### 【問い合わせ】

松阪市教育委員会事務局 給食管理課  
〒515-0031 松阪市大津町 1768 番地1  
電話 0598-61-1155